

大和市告示第52号

大和市文化芸術活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市文化芸術活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市文化芸術活動支援補助金交付要綱（平成21年大和市告示第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条第8号に規定する生涯学習振興基金」を「第1条第1号に掲げる大和市応援基金（大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号）別表第5号に掲げる事業を指定した寄附金に係る部分に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和8年9月30日までの間は、改正後の第1条中「に限る。）」とあるのは、「に限る。）及び大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例（令和8年大和市条例第 号）附則第7項の規定によりなおその効力を有することとされる大和市基金条例第1条第8号に規定する生涯学習振興基金」とする。